

横須賀市地球温暖化対策地域協議会

平成30年度 第2回理事会 次第

日時：平成30年4月25日（水） 総会終了後

場所：勤労福祉会館（ヴェルクよこすか）第3研修室

1 開 会

2 議 題

(1) 会長および副会長の選任について

(2) 旧再生可能エネルギー普及促進プロジェクトチーム会員の対応について

3 その他

(1) (仮称)東京電力横須賀火力発電所新1・2号機建設計画について

(2) 今後の予定について

4 閉 会

横須賀市地球温暖化対策地域協議会

第7期理事 名簿

(敬称略)

No.	会員名		プロジェクトチーム/単独	現/新
1	個人会員	高橋 正明	省エネ推進P T	現
2	株式会社クリーンパトロール	木村 哲夫	省エネ推進P T	現
3	かながわ環境カウンセラー協議会	小嶋 修一	省エネ推進P T	新
4	企業組合ロハス環境コンサル	榎本 裕	環境教育・環境学習P T	現
5	横須賀「水と環境」研究会	高橋 弘二	環境教育・環境学習P T	現
6	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社 横須賀事務所	大野 清孝	環境教育・環境学習P T	現
7	一般財団法人電力中央研究所 横須賀運営センター	元木 実	単独	現
8	東京ガス株式会社横浜支店	手島 博	単独	現
9	京浜急行電鉄株式会社	菅 貴史	単独	現
10	横須賀商店街連合会	田中 昌一	単独	現
11	横須賀商工会議所	白木 義治	単独	現
12	株式会社横須賀建具アルミセンター	金野 雅雄	単独	現
13	公益社団法人横須賀青年会議所	大黒 健司	単独	現

横須賀市地球温暖化対策地域協議会規約（抜粋）

（理事）

第9条 本会に理事を置き、正会員による代議制とする。

- 2 理事は、総会において、正会員の互選により選任する。
- 3 理事の定員は20名以内とする。ただし、各プロジェクトチームからは3名以内とする。
- 4 理事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな理事が選任されるまではその職務を行うものとする。

（役員）

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。
- 3 会長は本会を代表するとともに、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長に事故又は会長が不在のとき、その職務を代理する。
- 5 監事は、正会員の中から総会において選任する。
- 6 監事は、本会の経理の執行を監査する。
- 7 監事以外の役員の任期は2年、監事の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期満了後においても、新たな役員が選任されるまではその職務を行うものとする。

（理事会）

第11条 理事会は、理事で構成する。

- 2 理事会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は2分の1以上の理事の出席により成立する。
- 4 理事会に出席できない場合には委任状の提出により、出席したものとみなす。
- 5 理事会の決定は出席理事の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 理事会は、本会の最高意思決定機関として、以下に掲げる事項を協議し、決定する。
 - (1) 本会の運営に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) プロジェクトチームの新設、廃止等に関すること。
 - (5) その他、会長が必要と認める事項に関すること。

◎ 「(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画」に係る
環境アセスメント手続きについて

1 環境アセスメントとは

開発事業内容の決定にあたり、環境に及ぼす影響を事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表し一般市民、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえ環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げる制度。

手続きとして、計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書の4段階で行われる。

2 これまでの経過

提出図書	内容	主な手続き
計画段階環境配慮書 (平成28年4月22日)	事業の早期段階で環境保全のため配慮しなければならない事項について検討した結果を記したもの	公告(平成28年4月25日) 縦覧(公告日～5月31日) 国、県、市、市民意見聴取 ・市民意見(縦覧期間と同期間) ・市長意見 5月23日 ・県知事意見 6月22日 ・経済産業大臣意見 7月12日
環境影響評価方法書 (平成28年10月20日)	環境影響の調査・予測評価を行う項目、方法を記したもの	公告(平成28年10月21日) 縦覧(公告日～12月5日) 説明会開催(11/13、11/18) 国、県、市、市民意見聴取 ・市民意見(縦覧期間と同期間) ・意見見解書 平成28年12月22日 ・市長意見 平成29年1月24日 ・県知事意見 3月22日 ・経済産業大臣通知 3月31日
環境影響評価準備書 (平成30年1月18日)	環境影響の調査・予測評価・環境保全対策の検討結果を記したもの(環境影響評価書案)	公告(平成30年1月19日) 縦覧(公告日～3月5日) 説明会開催(1/30、2/4) 国、県、市、市民意見聴取 ・市民意見(縦覧期間と同期間) (県知事あて市長意見提出 平成30年5月下旬予定)

3 今後の手続き

(1) 環境影響評価準備書手続き

- ・ **意見見解書** (平成30年4月19日) 事業者 ⇒ 市・県・経済産業省



市民等の意見の概要とその意見に対する事業者の見解

- ・ **県知事による意見見解書の縦覧**

(平成30年4月20日～5月21日 縦覧期間30日間)



縦覧終了後、公聴会の開催 (6月2日予定)

- ・ **県知事からの市長意見照会** (平成30年4月20日)



環境影響評価準備書に対する地元市長意見の照会

- ・ **市長意見提出** (平成30年6月中旬予定) 市長 ⇒ 県知事



各部局意見をとりとまとめ、4月に開催予定の環境審議会の意見を踏まえ、環境総合政策会議での庁内合意を経て回答

- ・ **県知事意見提出** (平成30年8月下旬予定) 県知事 ⇒ 経済産業大臣



地元市長意見を含めた県環境影響評価審査会の答申を基に作成

- ・ **経済産業大臣勧告** (平成30年10月下旬予定) 経済産業大臣 ⇒ 事業者

勧告にあたり経済産業大臣は環境大臣の意見を聴取

(2) 環境影響評価書手続き

- ・ **環境影響評価書作成**



環境影響評価準備書に対する市民等の意見、県知事意見、経済産業大臣勧告を踏まえて環境影響評価書を事業者が作成

- ・ **環境影響評価書届出** 事業者 ⇒ 経済産業大臣



経済産業大臣による審査

- ・ **環境影響評価書送付、縦覧** (平成30年度中) 事業者 ⇒ 市・県

縦覧期間1月間

発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図

1. 第1種事業

